

十二月定例会

市政に関する一般質問

一般質問は、市長などに市政全般について疑問な点や方針等をただすものであります。

| | |
|----------|------|
| ・浪川 | 茂夫議員 |
| ・小川 | 昌勝議員 |
| ・川口 | 明和議員 |
| ・佐瀬 | 公夫議員 |
| ・大木傳一郎議員 | |
| ・田村 | |
| ・武田 | |
| ・苅谷 | |
| ・進一議員 | |

- | | | | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ・ 浪川 茂夫議員 | ・ 小川 昌勝議員 | ・ 川口 明和議員 | ・ 佐瀬 公夫議員 | ・ 大木傳一郎議員 | ・ 田村 明美議員 | ・ 武田 光由議員 | ・ 莢谷 進一議員 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|

市長の政治姿勢について

問 北埼市の自治と市民の利益を守る政治姿勢確立について、匝瑳市として合併して合併特例債事業八十五億円、八本の事業があるわけですが、今の財政状況からいって全面的な見直し、精査を強く求めたい。むだと浪費をなくす問題で、とりわけ入札の改革を今までも強く求めてきたが、完全な一般競争入札を導入すべきだと思うがいかがか。合併によって住民の立場に立つたサービスの後退、負担増はない、この財政状況の厳しさときだけに約束していただきたい。

きではなく、地方自治の原に戻り、基本的な市政を見すべきとのご指摘と受けとました。政治家として一貫して貫いてきた姿勢は、市民幸せのために、そして市民ための市民の政治でなくてならない、この考えが地方に携わる者の原点である信じています。本市の財政状況は大変厳しいものがあります。そのような状況にあっても、市民サービスを低下させないよう工夫することこそ執行部に課せられた課題だ認識しています。合併特例の全面的な見直しというこですが、現在、基本構想を定中です。基本構想、基本画の策定とあわせ精査して

問 市長への手紙復活を求める市民の声について、市民の日常の生の声、要望、意見を積極的に聞き、取り入れて行くことが市長にとって今最も必要な時期に来ているのではないか。仮称「市長への手紙」方式の実施を求めたい。

答 これまでも市民の皆様のご意見やご要望を聞くために、市長への手紙や市長と語る会などを実施してきました。市長への手紙については、多く市長への手紙や市長と語る会が個人的感想論による内容や、制度の件ですが、来年度は制限付きの一般競争入札を一年間試行しまして、その結果を見てさらに改善を図っていきたいと考えています。

議員の定数問題

問 議員の定数問題について
市民の皆さんとお会いして話をする
と、議員の定数は削減すべきではないか
という意見がある。合併時に議員定数
について、基準に考えたのは何
なのか。旭市、山武市、成田市、
香取市と比較し、人口割
などさまざまな指標から見て
いかがか。執行部の持ついる
データ上の意見はどうか。
これらの問題を検討していく
ことが重要であり、十分な時
間をかけて論議を出すべきで
はないか。

範囲で、それぞれの講会が各度で定数を定める条例定数制度です。市民の監視のもとで数条例案の審議を通じまして、いかなる定数が当該団体にて最適であるかが決定されており、匝瑳市の発足時の併協議により本市の市議会議員の定数は、上限の二十六人に対して二十四人とされたところです。経費の節減を望む民意を始め、合併後も少子化等により人口の減少が予想されることから、定数を二十四人とすることが適當であると合併協議会で承認されました。

法定上限三十人に対し二十人、山武市が人口五万九千人で法定上限三十人に対し二十四人、成田市が人口十万千百五十人で法定上限三十四人に對して三十人、香取が人口八万七千三百三十二で法定上限三十人に対して十人という定数です。多様市民の声、さまざまな事象勘案していただく中で、議定数や政務調査費については議会の中で十分なる審議をいたただくことが最適かとえます。

障の拡充を求める意見書
政府の構造改革路線による「格差社会」の広がりは深刻な社会問題とつっています。「格差社会」の主因は、三人に一人非正規雇用という異常事態のもとで所得格差拡大し、低所得が増加していることです。「格差社会」の抜本的正めには、正規雇用を増し非正規雇用を減らす用形態の改善が必要です。同時にまた、社会保障税制による対策（所得分配機能の充実）が求

税を押し付けてきました。こうした国民いじめを止めるべきであるにもかかわらず、政府はさらなる各種所得控除の縮小「社会保障目的税」と名を変えた消費税増税を計画するなど許されることではありません。「格差社会」を是正し、憲法第二十五条に基づく生存権を保障し、命と暮らしを守るために、左記事項を要請いたします。

一 医療・介護・年金・障害者福祉・生活保護などを相次ぐ社会保障の改悪をやめ、憲法第二十五各

度の連続改悪を進めてました。さらに、今後年間で国と地方の社会障支出を一兆六千億円削減しようとしています。今でさえ、全面的な歳削減・国庫負担の削減と相次ぐ保険料・利用料大幅引き上げの中、医や介護・障害者自立支援法さらには生活保護でも必要なサービスが受けられず餓死事件が多発するなどまさに憲法第二十五条生存権や人権が否定されている事態といつても言ではありません。

庶民大増税は行わないこと。
療養病床の廃止・削減と
患者負担増の中止等を求
める意見書

先の国会で成立した医
療「改革」法には、入所
介護や入院を担つていて
三十八万床の療養病床（公
護療養病床十三万床、医
療療養病床二十五万床）
を大幅に削減し、二千十
一年度までに介護療養病
床は廃止、医療療養病床
は十五万床にする療養病
床の再編が盛り込まれま
した。

政府は、削減する二十
三万床で療養している人々
を介護施設や在宅に移す
といつていますが、現在、

可決した議員発議

度の連続改悪を進めてきました。さらに、今後五年間で国と地方の社会保障支出を一兆六千億円も削減しようとしています。今まで、全面的な歳出削減・国庫負担の削減と、相次ぐ保険料・利用料の大幅引き上げの中、医療や介護・障害者自立支援法、さらには生活保護でも必要なサービスが受けられず、餓死事件が多発するなど、まさに憲法第二十五条の生存権や人権が否定されている事態といつても過言ではありません。

税制についても、大企業や高額所得者への減税の一方で、庶民には定率

庶民大増税は行わないこと。
療養病床の廃止・削減と
患者負担増の中止等を求
める意見書